

(保 2 1 6)
令和 2 年 9 月 2 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

レセプト記載要領の一部改正に伴う「摘要」欄への記載事項について
(令和 2 年 1 0 月診療分から)

令和 2 年度診療報酬改定に伴うレセプト記載要領の一部改正におきまして、電子レセプトによる請求（オンラインまたは電子媒体による請求）を行う医療機関につきましては、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項として、別表 I 「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和 2 年 1 0 月診療分以降の請求時において、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択することと定められています。

本件、すでに都道府県医師会、支払基金、国保連により周知されてまいりましたが、今般、さらなる周知をはかるため、別添のチラシを 1 0 月上旬の医療機関への返戻発送時に、支払基金各支部から各医療機関に配布する（郵送）こととなりました。

また、支払基金支部と国保連合会が共同で都道府県医師会に説明にまいりますので、ご対応くださいますようお願いいたします。感染状況は各地域で異なりますので、対面、W e b 等ご検討いただければ幸いです。

※必ずお読みください

電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和2年10月診療分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Ⅰにおいてコードが記載されている項目（診療行為等）については、該当するコードを選択の上請求することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります。
(受付・事務点検ASPチェック※)の対象となります)

ついては、記載事項のある項目（診療行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険医療機関が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能

【記載要領通知 令和2年3月27日付け厚生労働省通知保医発0327第1号】

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）＜一部抜粋＞

項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト 電算処理 システム 用コード	左記コードによるレセプト表示文言
288	E001	写真診断 1 単純撮影	撮影部位を選択して記載すること。 選択する撮影部位がない場合は その他を選択し、具体的部位を 記載すること。 なお、四肢については、左・ 右・両側の別を記載すること。	820181000	撮影部位（単純撮影）：頭部
				820181100	撮影部位（単純撮影）：頸部（頸椎を除く）
				820181220	撮影部位（単純撮影）：胸部（肩を除く）
				820181300	撮影部位（単純撮影）：腹部
				820181340	撮影部位（単純撮影）：骨盤（仙骨部・股関節を除く）
				820181120	撮影部位（単純撮影）：頸椎
				820181240	撮影部位（単純撮影）：胸椎
				820181310	撮影部位（単純撮影）：腰椎
					（略）
				830189000	撮影部位（単純撮影）：その他;*****